

～サービス等利用計画案の提出について～

障害福祉サービスや地域相談支援を利用する場合には「サービス等利用計画案」（以下、これらを「計画案」といいます。）を作成いただくことが必要となります。

区役所では、これらの計画案を参考に支給決定しますので、「サービス等利用計画案提出依頼書」に記載された提出期限までに、計画案をご提出ください。

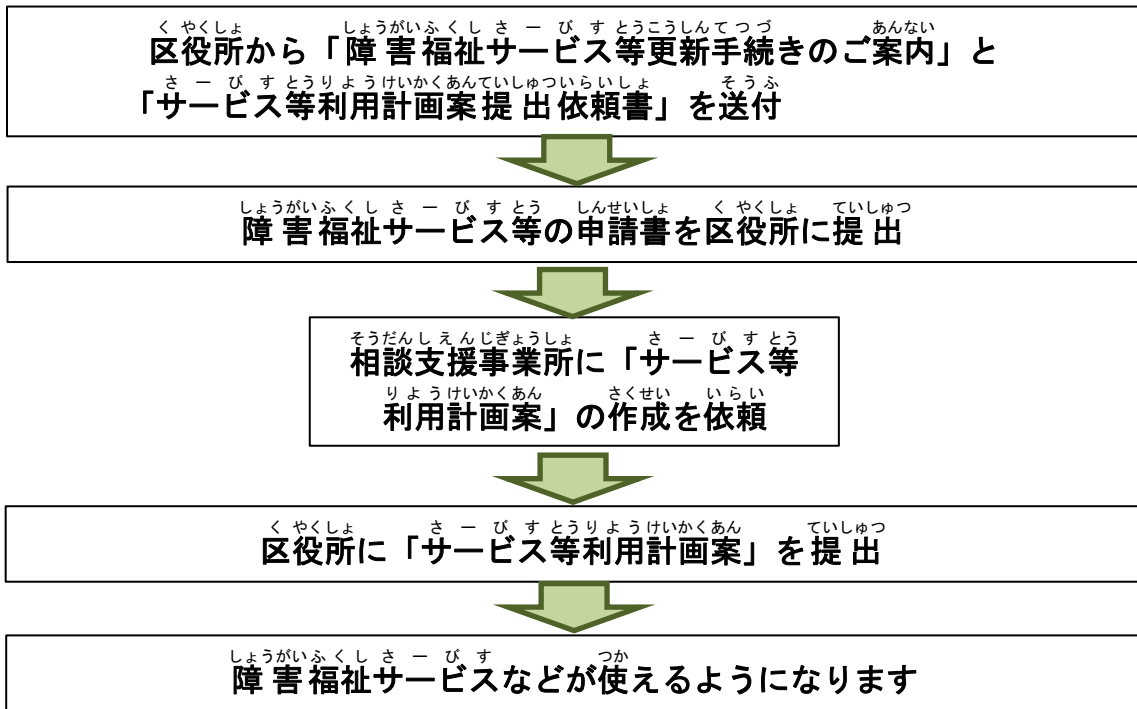
1 計画案の作成

- 平成27年3月に経過措置が終了したため、法律の規定により、計画案を提出していただくことが原則となります。
- 計画案は「相談支援事業所」が作成しますので、もよりの相談支援事業所に作成を依頼してください。
- 「相談支援事業所」は、障がいのある方とご家族に寄り添い、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせなどについて検討し、ご提案するとともに、障がいのある方の意思決定の支援を行います。
- 障がいのある方ご本人の意思で希望する場合または相談支援事業所が見つからない場合は、セルフプランを提出することもできます（区役所へご相談ください）。

2 計画案の作成が必要な方

- 全ての障害福祉サービス又は地域相談支援の支給申請を行った方が対象となります。新たに障害福祉サービスを利用する方、更新の手続きをされる方も、必要なものとなります。
(裏面に続きます)

3 計画案提出の流れ



4 Q & A

Q 相談支援事業所に計画案作成をお願いしたら費用はかかりますか。

A 計画案の作成にかかる費用は、札幌市から相談支援事業所に直接支払いますので、利用者が費用を負担することはありません。

Q 提出期限までに計画案を提出できない場合はどうなるのですか。

A 計画案は、支給決定の際の参考となる資料ですので、期限までに提出されなかった場合、サービス利用の開始が遅れてしまうことがあります。計画案の提出が遅れそうな場合は個別に区役所へご相談ください。

Q 提出した計画案どおりに支給決定されるのですか。

A 区役所では、計画案のほか、障害支援区分やサービスの利用意向なども踏まえて支給決定しますので、必ずしも計画案どおりとはならない場合があります。

Q サービス利用開始後に計画を見直す機会がありますか。

A 相談支援事業所が計画案を作成した場合は、サービス利用開始後も相談員が定期的にご自宅などを訪問します。サービスの利用状況を確認し（モニタリング）、必要に応じて計画の見直しなどを行います。